

法科大学院設置を踏まえた司法試験制度の見直しに関する意見

社団法人 経済同友会

1. 司法制度改革に対する経済同友会の基本的考え方

グローバル化・自由化という時代の要請の中で、自由で公正な、活力ある経済社会を実現するためには、従来のような行政による事前規制型から、司法による事後チェック型へと、社会のあり方を改めていく必要がある。

経済同友会は、このような問題意識に基づき、司法制度のあるべき姿について、折々に提言を行ってきた。そして、その一環として、国民にとってより一層身近な司法を実現するために、法曹人口の大幅な増員と、多様な知見をもつ幅広い人材の登用が必要であると訴えてきた。

よって、我々は、今年4月より法科大学院が設置され、実務家養成に向けた初めての試みがスタートしたことを歓迎するとともに、期待される成果が挙がるよう、法科大学院における教育・指導方針に限らず、法曹家養成に関する諸制度の見直し等、必要な取り組みが速やかに進められるよう期待する。

2. 我々が法曹に望むもの

民間の活力を活かした自由な経済社会は、市場機能に対する信頼性を担保する、公正で透明性の高い経済法制とその運用なくしては存在しない。行政による事前規制の撤廃は、司法による厳格かつ公正な事後調整を前提とするものである。

我々は、自由で公正な活力ある経済社会の実現を主張する立場から、司法の役割の重要性を強く認識し、同時に必要な改革が速やかに進められるよう、法曹のあり方に対して、以下の通り問題提起を行いたい。

一国の経済活動また一企業の活動は、国境の内にとどまることなく、幅広い国際的な展開を続けている。我が国企業は、国際競争に勝ち残るために、常に我が国のみならず、諸外国・地域の経済法制の変化に対応し、迅速な企業経営改革に取り組む必要性に迫られている。その意味で、経済法制とその運用は、経済社会及び企業経営の基

盤であるだけでなく、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、そして競争政策等の観点から、時として企業の経営戦略そのものを左右するという意味でも重要性を持つ。

一般に、我が国の法曹家は、こうした企業経営全般、および実体経済の動きを理解する機会が不十分なためか、時として、経営に携わる立場からすると、疑問を感じるような判決・意見が提示されることがある。また、法律の条文解釈や過去の判例を重視するあまり、新たに生じた問題に対していかに適切に、かつ迅速に対応するかという課題に、積極的に応えているとは言い難いと感じる。

企業経営者は、社会のさまざまな問題に対し、問題解決の規範を提供する気概と、経済・企業経営を始めとする実社会の動きに対して迅速に対応できる、幅広い知識を併せ持つ法曹が必要であると痛感をしている。企業法務の重要性が飛躍的に向上する中、企業経営者としては、法曹に対し、高い専門知識と実践的な知見を併せ持つ人材の輩出をも強く期待したい。

3．司法試験制度見直しの意義と意見募集への回答

能力と意欲のある多様な人々を法曹に受け入れる「入口」として、法科大学院に期待される役割は大きい。法科大学院におけるカリキュラムや指導方針については、社会から寄せられる幅広いニーズを踏まえて、今後、試行錯誤が続けられることと思うが、その際、法曹教育の「出口」に当たる司法試験制度が、法科大学院における教育課程に及ぼす影響についても、十分な配慮が必要である。

その意味では、「理論的教育と実務的教育を架橋」する法曹家養成という、法科大学院の本来的な役割に照らし、司法試験制度を見直すことは時宜を得たものと考えられる。

特に、司法試験委員会が検討を進めている、論文式筆記試験選択科目については、司法試験の範囲に新たに科目が加わることで、法科大学院における教育の幅が広がるものと、まずはこの方針を歓迎したい。また、パブリック・コメントの対象として提案されている8科目については、実社会における重要性が増している分野が含まれていること、人・モノ・金・情報・サービスが国境を越えて行き交う、グローバル化時代の要請に応えようとしていることから、妥当なものだと考える。

しかしながら、司法教育、ひいては今後の法曹に対する期待に鑑みると、これら選択科目をもって司法試験の範囲を拡充するだけでは、法科大学院に期待される本来の成果が生まれてくるとは、残念ながら考え難い。

よって、今回の意見募集を機に、以下に今後の法曹に対する我々の期待を示すと

もに、より抜本的な施策について提案をしたい。

4．司法試験制度見直しへの提案

以上の問題意識に基づき、企業経営者の立場から、司法試験制度のより抜本的な見直しに向けて、以下の提案を行いたい。

第一に、この度の論文式筆記試験選択科目の拡充に加えて、司法試験科目のあり方について、根本的に再検討する必要がある。具体的には、従来の法学の枠組みに囚われることなく、「経済」、「金融」、「経営」、「会計」などの社会科学や、「医療」などの最先端科学技術など、実社会の幅広い動きに実務者として対応する上で必要な分野や、「法と経済学」等先進的な学問領域、法曹家としての職業倫理等についても、司法試験科目として積極的に検討していただきたい。

第二に、実務家の養成という法科大学院の役割を鑑みるならば、単に科目の幅を広げるだけでは、司法試験制度の見直しとして十分とは言えない。現実には、司法による解決が求められる事態の多くは、その背景に複雑な利害得失や、社会における様々な主体の関心の対立を伴うものである。これらの問題に取り組み、社会全体として納得の得られる解決を導き出そうとする場合、個別法の枠内で解釈論に終始するような、従来の法学教育では、法曹家に必要な素養を与えることは難しいのではないかと。法学教育に対する発想を切り替え、教育の場においても、また司法試験においても、現実的かつ実戦的な問題設定を取り入れる必要がある。

そして第三に、司法試験制度を検討する過程において、例えば企業経営者等幅広い人材を民間から司法試験委員に登用するなど、多種多様な意見に基づく制度設計が実現することを期待する。司法試験制度が、我が国の法学教育および法曹育成に与える影響は非常に大きい。現在、国民に身近な司法、国民参加の司法を目指し、さまざまな改革が進められている中、司法試験制度そのものについても、幅広い社会のニーズが反映されるべきではないか。実務家養成を主眼として設けられた法科大学院が、その期待に応えるような形で発展していくためにも、司法試験制度の抜本的な見直しが必要である。

以 上